

令和4年度監査の基本方針

1 目的

地方自治法により設置された独任性の執行機関である監査委員が、行財政運営について公正で効率的に執行されているか住民の視点に立って確認し、行財政運営の健全性と透明性を確保し、住民の信頼の確保に資することを目的として、小平市監査基準に基づき監査を実施する。

市においては、地方分権の推進や住民ニーズの多様化などにより、事務が高度化・複雑化・広範化し、事務処理のリスクが高まるとともに、それを担う職員の負担も増加している。このような状況において、事務執行上のリスクを明らかにするとともに、内部統制の取り組みの発展を促す観点も踏まえ、監査の実施を通して内部統制が機能する健全な組織形成に寄与することを目指す。

2 基本方針

- (1) 公正で効率的な行財政運営を確保するため、市の財務事務について、合規性・経済性・効率性・有効性の観点から検証するとともに、事務事業における制度や組織運営等についても、同様の観点で検証する。
- (2) 誤りの指摘のみでなく、その改善を監査の目的とし、監査実施過程や実施後にも重点を置き、対象課へのヒアリング等を通じて、改善のための方策の検討や実施について支援する。
- (3) 事務処理上のリスクを低減するため、対象課における内部統制の機能や、その前提となる管理部門における環境の整備について検証する。
- (4) 職員の事務処理能力の向上、組織の自浄作用を促進するため、監査結果（指摘事項、意見・要望事項）を全庁的に広く周知する。
- (5) 住民の信託に応えるため、監査結果と指摘に対する改善の方策（措置状況）をホームページ等で公表する。

3 監査等の種類

- (1) 定期監査（組織別監査及び工事監査）
- (2) 行政監査
- (3) 財政援助団体等監査
- (4) 決算審査
- (5) 財政健全化判断比率等審査
- (6) 基金の運用状況審査
- (7) 例月現金出納検査
- (8) 住民監査請求

令和4年度監査実施計画

1 各監査等の対象及び実施方法等の考え方

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

組織別監査は、あらかじめ選定した組織を対象とする。ただし、監査基本方針(1)及び(3)のとおり、必要に応じて関係課の状況についても検証を行う。

工事監査は、監査実施年度のすべての工事を対象とし総合的に判断して、今後選定した工事を対象とする。なお、監査内容は、設計、施工等が適正に行われているか等の技術事務と、契約を中心とした財務事務とし、技術事務については専門機関に委託して行う。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

定期監査に兼ねて実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

原則として、令和4年度組織別監査の対象組織に係る補助・出資団体または指定管理者の中から対象を選定する。ただし、対象数が少ない場合などにおいては他の組織に係る団体等を対象とする。

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

(5) 財政健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

(6) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

(7) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

(8) その他

監査指摘事項等のフォローアップとして、令和2年度監査指摘事項等の改善状況を確認する。

2 監査等の対象及び実施時期

監査等の種類	対象（対象時期、所管課）	実施時期 (令和4年度)
定期監査		
組織別監査		
第1回	都市開発部（令和3年4月～令和4年3月） 都市計画課、建築指導課、建築確認担当課長、 公共交通課、地域整備支援課	4月～6月
第2回	子ども家庭部（令和4年4月～令和4年8月） 子育て支援課、家庭支援担当課長、保育課、 保育指導担当課長	9月～11月
第3回	地域振興部（令和4年4月～令和4年12月） 市民協働・男女参画推進課、産業振興課、 文化スポーツ課	1月～3月
	農業委員会（令和4年4月～令和4年12月）	
	会計課	
工事監査	未定	未定
行政監査	定期監査に兼ねて実施	
財政援助団体等監査		
(指定管理者)	小川駅西口地区市街地再開発組合（地域整備支援課）	11月～1月
	小平市私立幼稚園協会（保育課）	
	社会福祉法人 小平市社会福祉協議会（生活支援課）	
	高齢者交流室〔小平市社会福祉協議会〕（高齢者支援課）	
決算等審査（財政健全化判断比率等審査及び基金の運用状況審査を含む。）		6月～9月
例月現金出納検査		毎月

※ 組織の名称及び所管事務事業は、令和4年4月1日時点のものとする。

※ 財政援助団体等監査の対象時期は令和3年度とする。